

佐賀県規則第15号

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略	1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略
	(工業関係) ア エックス線回折 イ～オ 略	1件	<u>3,450円</u>		(工業関係) ア エックス線回折 イ～オ 略	1件	<u>3,100円</u>
	(2) 略	略	略		(2) 略	略	略
	(3) 物理試験 (工業関係) ア～シ 略	略	略		(3) 物理試験 (工業関係) ア～シ 略	略	略
	(工業関係) ア～キ 略	略	略		<u>ス レーザー顕微鏡試験（1 試料3視野まで）</u> (工業関係) ア～キ 略	<u>”</u>	<u>2,200円</u>

改正前				改正後			
2 材料試験	(1)・(2) 金属材料及び製品 (3) 窯業原料及び製品 (窯業関係) ア～テ 略 ト 鉛及びカドミウム溶出試験	略 "	略 2,200円	2 材料試験	(1)・(2) 略 (3) 窯業原料及び製品 (窯業関係) ア～テ 略 ト 鉛及びカドミウム溶出試験	略 "	略 2,100円
3 品質及び規格の試験	(1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア・イ 略 ウ デジタルオシロレコーダーによる測定 エ パラメーターアナライザーによる測定 オ インピーダンス測定装置試験 カ 真円度測定機による測定 キ～サ	略 1件 " " 1時間 略	略 1,810円 1,980円 2,130円 5,300円 略	3 品質及び規格の試験	(1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア・イ 略 ウ 真円度測定機による測定 エ～ク 略	略 " 略	略 略 5,300円 略
4～7	略	略	略	4～7	略	略	略
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係) (1)～(12) 略 (13) デジタルオシロレコーダー	略 "	略 1,110円	設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係) (1)～(12) 略	略	略

改正前				改正後			
	(14) <u>パラメーターアナライザー</u>	〃	<u>1,270円</u>				
	(15) <u>インピーダンス測定装置</u>	〃	<u>1,400円</u>				
	(16) ~ (33) 略	略	略	(13) ~ (30) 略	略	略	
	(34) <u>イオンクロマトグラフ式糖鎖分析システム</u>	〃	<u>1,810円</u>	(31) <u>イオンクロマトグラフ式糖鎖分析システム</u>	〃	<u>1,900円</u>	
	(35) ~ (44) 略	略	略	(32) ~ (41) 略	略	略	
	(45) <u>透過型電子顕微鏡付属F I B加工装置</u>	〃	<u>6,200円</u>	(42) <u>F I B加工装置</u>	〃	<u>6,200円</u>	
	(46) ~ (80) 略	略	略	(43) ~ (77) 略	略	略	
	(81) 略	略	略	(78) <u>レーザー顕微鏡</u>	〃	<u>2,200円</u>	
	(窯業関係)			(79) 略	略	略	
	(1) ~ (22) 略	略		(1) ~ (22) 略	略	略	
	2 工作加工用の設備機械器具 (工業関係)			2 工作加工用の設備機械器具 (工業関係)			
	(1) 交流アーク溶接機	1時間	<u>970円</u>	(1) 交流アーク溶接機	1時間	<u>550円</u>	
	(2) 略	略	略	(2) 略	略	略	
	(3) 半自動溶接機	〃	<u>1,090円</u>	(3) 半自動溶接機	〃	<u>770円</u>	
	(4) イナートガス溶接機	〃	<u>3,250円</u>	(4) イナートガス溶接機	〃	<u>2,100円</u>	
	(5) ~ (17) 略	略		(5) ~ (17) 略	略	略	
				(18) <u>エキス調製装置</u>	〃	<u>5,400円</u>	
				(19) <u>液体殺菌試験機</u>	〃	<u>3,000円</u>	
				(20) <u>連続遠心分離機</u>	〃	<u>1,700円</u>	

改正前				改正後			
	(18)・(19) 略 (窯業関係)	略	略		(21)・(22) 略 (窯業関係)	略	略
	(1)～(3) 略	略	略		(1)～(3) 略	略	略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。